令和６年度
目黒区特定教育・保育施設（私立認可保育所）の指導検査について【運営管理編１】

配信期間：令和７年３月１７日（月）から６月３０日（月）まで

目黒区保育計画課 保育施設指導検査係

指導検査　運営管理編の内容

１．職員の配置について
２．個人情報の取り扱いについて
３．運営規定及び重要事項について
４．就労関係について
５．職員の健康診断について
６．認可内容(建築設備)の変更について
７．保育室の面積について
８．防火対策について
９．防災訓練等について
１０．安全計画について
１１．その他

指導検査　運営管理編の内容

１．職員の配置について
２．個人情報の取り扱いについて
３．運営規定及び重要事項について
４．就労関係について
５．職員の健康診断について
６．認可内容（建築設備）の変更について
７．保育室の面積について
８．防火対策について
９．防災訓練等について
１０．安全計画について
１１．その他

１． 職員の配置について

１．職員の配置について

（１）施設に配置する職員について
（２）保育士の配置基準について
（３）開所時間中の保育体制について
（４）勤務に関する帳簿について

（１）施設に配置する職員について

- 施設長、保育士、嘱託医及び調理員を配置する必要がある。（ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、調理員を置かないことができる。）

- 目黒区職員配置基準(※1)より、零歳児保育実施園については、保健師等(※2)を配置すること。

※１目黒区職員配置基準…目黒区私立認可保育所職員配置基準
※２保健師等…保健師助産師看護師法に規定する保健師、助産師及び看護師

詳細は令和６年５月２日目子保第6034号通知「目黒区私立認可保育所職員配置基準」参照

（１）施設に配置する職員について

①施設長について

主な観点

- 施設長はその職責を果たしているのか
- 施設長は専任となっているか

基本的な考え方

- 児童の健康と安全に最終的な責任を負い、保護者や関係機関との連携の構築・強化、職員の資質向上の役割をもつ。
- 施設長は職務に専念する必要がある（専任又は専任に準ずる者であること）。

（１）施設に配置する職員について

①施設長について

POINT

専任とは…

- 常時施設の運営管理の業務に専従しているか。

⚠ 他園や本部の仕事をしている・あらかじめ保育従事者として勤務している日がある場合等は、専従とはいえない

施設長の要件

いずれかの要件に該当する者

- 児童福祉事業等に２年以上従事した者
- 保育士資格を有し1年以上の実務経験がある者
- 保育所長研修を修了した者

など

（1）施設に配置する職員について

②保育士について

主な観点

- 職員配置は適正に行われているか

基本的な考え方

- 保育士の総数は、児童の定員及び入所児童数のそれぞれについて、児童の年齢別に、保育士の員数の基準となる児童数で除し、いずれか多い方とする。
- 上記に併せて、目黒区における保育士の配置基準においては、目黒区職員配置に基づき配置すること。

※詳細は（2）保育士の配置基準についてにて説明します

（１）施設に配置する職員について

③調理員について

主な観点

● 職員配置は適正に行われているか

基本的な考え方

- 調理員数は、留意事項通知に基づき配置すること。
- 目黒区職員配置基準に基づき零歳児保育実施園については、常勤の調理員を１名増配置すること。
- 調理業務の全部を委託する場合は、調理員を置かないことができる。

（1）施設に配置する職員について

③調理員について

○調理員の配置人数は下記の表１,２の合計数とする

1	留意事項通知による配置基準	定員４０人以下	１人
		定員４１～１５０人以下	２人
		定員１５１人以上	３人※
2	区職員配置基準による配置基準	零歳児保育特別対策事業（零歳児保育実施園）	１人

※定員151人以上の施設に限り、1人が非常勤でも可とする

（１）施設に配置する職員について

③調理員について

例：定員６０人 零歳児保育を実施している保育所

1	留意事項通知による配置基準	定員４０人以下	１人
		定員４１～１５０人以下	２人
		定員１５１人以上	３人※
2	目黒区職員配置基準による配置基準	零歳児保育特別対策事業（零歳児保育実施園）	１人

※定員151人以上の施設に限り、1人が非常勤でも可とする

この保育所は３人の調理員が必要

（１）施設に配置する職員について

零歳児保育実施園

④保健師等について

主な観点　●職員配置は適正に行われているか

基本的な考え方

- 目黒区職員配置に基づき零歳児保育実施園については、保健師等を配置すること。
- 保健師等は、保健活動に従事すること。

保健活動例…零歳児の異常の発見、健康観察、異常の有無の確認及び医師との連絡を行うほか、健康診断、予防接種の計画及びその実施に対する協力等

⚠ 朝夕の当番や土曜日保育の「保育に直接従事する職員」として従事することはできません。

（２）保育士の配置基準について

原則は、保育に直接従事する職員は常勤の保育士を配置すること

種別		基準
国・都基準	年齢別保育士数（児童の定員及び入所児童数それぞれについて左記基準をもとに算出し、いずれか多い方の員数とする）	乳児３人につき１人以上
		１歳児５人につき１人以上（※）
		２歳児６人につき１人以上
		３歳児１５人につき１人以上
		４歳以上児２５人につき１人以上
	保育士の労働条件改善	定員９０人以下の施設　１人
	保育標準時間認定児童受入施設	１人
区基準	１１時間開所保育対策事業	定員６０人以下の施設　１人
		定員６１人以上の施設　２人
	延長保育事業	１人

※国・都基準は６人につき１人以上を保育士の員数としているが、目黒区では５人につき１人以上の配置を基準とする

（２）保育士の配置基準について

例：下記の定員設定の保育所（定員＝在籍児とする）

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳以上児	合計
定員	6人	10人	11人	11人	22人	60人

種別		必要保育士数
国・都基準	年齢別保育士数	7人
	保育士の労働条件改善	1人
	保育標準時間認定児童受入施設	1人
区基準	１１時間開所保育対策事業	1人
	延長保育事業	1人

合計11人の常勤保育士の配置を求める

（2）保育士の配置基準について

原則

- 児童が安心感をもって情緒の安定した生活を送るには、保育に直接従事する職員と、保護者及び児童との信頼関係は不可欠である
- 保育に直接従事する職員は同一の施設で継続して保育を行う必要がある

⇒ 子どもを長時間にわたって保育できる常勤の保育士をもって確保すること

（２）保育士の配置基準について

原則

常勤の保育士の定義（すべて満たしていること）

- 期間の定めのない労働契約を結んでいること（１年以上の労働契約を結んでいる場合を含む）
- 労働基準法施行規則により、明示された就業の場所が当該保育所であり、かつ従事すべき業務が保育であること
- 勤務時間が、当該保育所の就業規則において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（１か月に勤務すべき時間数が１２０時間以上に限る。）に達しているか、１日６時間以上かつ月２０日以上常態的に勤務し、社会保険の被保険者であること。

（２）保育士の配置基準について

特例

短時間勤務の保育士の取扱い

- 常勤職員に代えて短時間勤務の職員等を充てる場合の勤務時間数が、常勤職員を充てる場合の勤務時間数を上回ること
- 複数の施設で勤務している職員について、雇用契約書等で該当保育所に勤務している時間が明確であること
- 開所時間中の保育において、常勤の保育士が各組・各グループに１名以上配置されていること

（乳児を含む組・グループ　かつ　必要な保育士定数が２名以上の場合は２名以上）

（２）保育士の配置基準について

特例

＜令和７年度からの取扱い＞

保育士とみなす職員（みなし保育士）の特例配置

- みなし保育士は、必要保育士数のうち、年齢別保育士数の３分の１以下であること

  ※必要保育士数を超えて保育士を配置する場合、超えた分にみなし保育士を配置することは問題ない

- 開所時間中において、登園している児童に対して必要な保育士数の３分の２以上は常勤の保育士が配置されていること

- 開所時間中において、常勤の保育士が各組・各グループに１名以上配置されていること

  （乳児を含む組・グループ　かつ　必要な保育士定数が２名以上の場合は２名以上）

（２）保育士の配置基準について

例：下記の定員設定の保育所（定員＝在籍児とする）

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳以上児	合計
定員	6人	10人	11人	11人	22人	60人

種別		必要保育士数
国・都基準	年齢別保育士数	7人
	保育士の労働条件改善	1人
	保育標準時間認定児童受入施設	1人
区基準	１１時間開所保育対策事業	1人
	延長保育事業	1人

みなし保育士数は
7人の3分の1以下

2人以下
まで可能

（2）保育士の配置基準について
①みなし保育士（保健師等）について

特例

- ◆当該保育所に勤務する保健師等を１人に限り保育士とみなすことができる → 現行も適用
- ◆乳児数が４人未満である保育所については、一定の知識経験を有すること、保育士と合同で保育を行うことを要件とする → 令和７年度から適用

詳細は、令和4年11月30日付け 厚生労働省事務連絡
「保育所における看護師等の配置特例の要件の見直しに関する留意事項等について」参照

（2）保育士の配置基準について

①みなし保育士（保健師等）について

特例

適用に当たっての注意点①

- 在籍乳児数が４人未満の保育所で看護師等が保育を行う場合、保育士(☆)と合同の組・グループを編成し、原則として同一の乳児室など同一空間で保育を行わなければならない

☆保育士…看護師をフォローすることが求められるため、該当保育所の勤務経験がおおむね３年以上かつ乳児保育の経験がある常勤保育士であることが望ましい

（２）保育士の配置基準について

①みなし保育士（保健師等）について

特例

適用に当たっての注意点②

- 保育所等での勤務経験がおおむね３年に満たない看護師等が、在籍乳児数が４人未満の保育所で保育を行う場合は、子育て支援員研修のうち、地域保育コース修了を必須とする

（2）保育士の配置基準について

①みなし保育士（保健師等）について

特例

注意 **零歳児保育事業のための保健師等＝みなし保育士（保健師等）はできません！！**

みなし保育士(保健師等)を実施するならば…

- みなし保育士としての扱いができるのは１名のみ
- 日や週によって異なるといった取り扱いはできない

パターン	注 意 点
保健師等が２名以上	●保育士とみなせるのは１名のみ ●上記の１名は特定する必要がある
保健師等が１名	●原則不可 ●やむを得ず、保育士不足からみなし保育士として配置基準の１人としている場合は、零歳児保育特別対策事業の加算は適用外となる。

（２）保育士の配置基準について

②みなし保育士（幼稚園教諭等）について

特例

令和７年度から適用

◆幼稚園教諭もしくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者（以下「幼稚園教諭等」とする）を、保育士とみなすことができる

◆原則として小学校教諭は５歳児以上、幼稚園教諭は３歳児以上を対象とすること

（２）保育士の配置基準について

特例

③みなし保育士（知事が認める者）について

※知事が認める者…知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者

令和７年度から適用

- 朝・夕方など、実際に登園している児童の人数に対して必要な常勤保育士の数が計算の結果ひとりである場合、保育士１人に加えて、知事が認める者の組み合わせを認める

（2）保育士の配置基準について

特例

③みなし保育士（知事が認める者）について

※知事が認める者…知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者

令和７年度から適用

- ８時間を超えて開所する日に必要となる保育士の総数が定員の総数に応じて必要となる保育士の数を超えるときは、その超える人数の範囲内で知事が認める者を保育士とみなすことができる

（2）保育士の配置基準について

特例

③みなし保育士（知事が認める者）について

知事が認める者とは

- 施設長及び設置者の代表が保育士と同等の職務を適切に行えると判断した者であること。

雇用直後の者や保育所に配属された直後の者は認められない。少なくとも一か月は実務能力を確認するとともに、本人の了解のもと、適用すること。

（2）保育士の配置基準について

特例

③みなし保育士（知事が認める者）について

知事が認める者とは

種別	確認書類
一定の勤務経験者	● 勤務証明 ● 法人代表者及び施設長による確認書※
家庭的保育者	● 区市町村が認定したことを証する書類（写） ● 法人代表者及び施設長による確認書
子育て支援員研修のうち地域保育コース修了者	● 子育て支援員研修（地域保育コース）の修了証（写） ● 法人代表者及び施設長による確認書

※法人代表者及び施設長による確認書は日付・署名・捺印のあるもの

（３）開所時間中の保育体制について

- 開所時間中における保育に直接従事する職員の配置は、現に登園している児童に対して、下表に定める基準により算出した数以上とする。

種別	基準
年齢別保育士数	乳児３人につき１人以上
	１歳児５人につき１人以上
	２歳児６人につき１人以上
	３歳児１５人につき１人以上
	４歳以上児２５人につき１人以上

（３）開所時間中の保育体制について

- 開所時間中の保育において、常勤の保育士が各組・各グループに１名以上配置されていること

（乳児を含む組・グループ　かつ　必要な保育士定数が２名以上の場合は２名以上）

- みなし保育士を配置する場合、開所時間中の保育において、現に登園している児童に対して必要な保育士数の３分の２以上は常勤の保育士が配置されていること

（３）開所時間中の保育体制について

- 朝・夕など必要保育士数が１人の場合に、配置可能な組み合わせ

職員１	職員２	可否
保育士(常勤)	保育士(常勤)	○
保育士(常勤)	みなし保育士(常勤)	○
保育士(常勤)	保育士(短時間勤務の職員)	○
保育士(常勤)	みなし保育士(短時間勤務の職員)	○
保育士(短時間勤務の職員)	みなし保育士(常勤)	△
保育士(短時間勤務の職員)	保育士(短時間勤務の職員)	×
保育士(短時間勤務の職員)	みなし保育士(短時間勤務の職員)	×

常勤の保健師等をみなし保育士とした場合のみ適応可能

常勤保育士が各組や各グループに一人以上でないため不可。

※保育士…保育士証をもった保育士

（４）勤務に関する帳簿について

主な観点　●勤務関連帳簿を整備しているか

基本的な考え方

▶ 職員の状況を把握するため、関連帳簿を整備しておかなければならない
- 出勤・退勤に関するもの（タイムカード）
- 出張（外出）に関するもの
- 所定時間外勤務に関するもの
- 休暇取得に関するもの　など